

(対大臣・副大臣・政務官)
3月31日(金)衆・法務委

階

司法法制部 作成
猛 議員(民進)

想定1問 最高裁判所は、判事補の欠員が増えた理由について、司法修習生の質が低下したからではなく、弁護士業界との競争激化により、任官者を確保しにくいからであると説明しているが、このような説明を裏付けるデータはなく、不合理ではないか、法務大臣の見解を問う。

〔結論要旨〕

- ・ 法務省は、判事補の採用の実情を承知しておらず、見解を述べることは差し控えたい。

〔結論〕

- ・ 最高裁判所は、判事補の欠員が増えた理由について、裁判官にふさわしい資質・能力を備えた人材を確保することが困難になっていると説明していること自体は承知。
- ・ しかしながら、法務省は、判事補の採用の実情を承知しておらず、法務大臣として、見解を述べることは差し控えたい。

(参考) 判事補の欠員の推移 (各年12月1日現在)

	定員	現在員	欠員
○ 平成26年	1,000人	832人	168人
○ 平成27年	1,000人	817人	183人
○ 平成28年	1,000人	794人	206人

※ 平成29年1月16日に判事補78人を採用。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■】

(対大臣・副大臣・政務官)
3月31日(金)衆・法務委

階

司法法制部 作成
猛 議員(民進)

想定2問 判事補の欠員が増えたのは、司法修習生の質が低下したからではないか、法務大臣の所見を問う。

〔結論要旨〕

- ・ 法務省は、司法修習生の実情や判事補の採用の実情を承知しておらず、所見を述べることは差し控えたい。

〔結論〕

- ・ 司法修習の運営や判事補の採用は、最高裁判所において実施しているところ。
- ・ 法務省は、司法修習生の実情や判事補の採用の実情を承知しておらず、法務大臣として所見を述べることは差し控えたい。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■■■■■■■】

(対大臣・副大臣・政務官)
3月31日(金)衆・法務委

司法法制部 作成
階 猛 議員(民進)

想定3問 判事補の定員の充足に努めるとの昨年の附帯決議があつたにもかかわらず、判事補の欠員が拡大していることからすれば、判事補の定員を更に削減すべきではないか、法務大臣の所見を問う。

〔結論要旨〕

- ・ 法務省としては、裁判所の判断を尊重すべきと思料。

〔所見〕

- ・ 今回の判事補の定員の減員については、司法を担う裁判所において、事件の動向、事件処理の推移、判事補の欠員状況のほか、昨年の衆議院法務委員会の附帯決議等を踏まえ、慎重に検討を行った上で決定されたものと承知。
- ・ 法務省としては、このような裁判所の判断を尊重すべきものと思料(したがって、判事補を更に削減することは相当とは考えていない。)。

(参考)

- 第190回国会における衆議院法務委員会附帯決議(平成28年3月18日)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一～五(略)

六 平成二十五年三月二十六日の当委員会の附帯決議を踏まえ、最高裁判所において、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、その削減等も含め検討すること。

七(略)

- 第183回国会における衆議院法務委員会附帯決議（平成25年3月26日）

政府及び最高裁判所は本法の施行に当たり、下級裁判所の判事補の欠員が増加傾向にあることを踏まえ、法曹養成制度の在り方に関する検討結果に基づき適切に対処することに加え、下級裁判所における適正迅速な裁判を可能とするため、判事及び判事補の定員の充員に努めること。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線██████ 携帯██████████】